

承認第1号

専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）

地方自治法第179条第1項の規定により、愛西市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和4年5月6日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の改正に伴い、条例の改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したので、報告し、承認を求めらる必要があるからである。

愛西市税条例の一部を改正する条例

愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。